

# 教えて！長寿医療制度

(後期高齢者医療制度)



## 保険料の納付が始まります

長寿医療（後期高齢者医療）制度に加入する前日まで**被用者保険の被扶養者**であった人は、平成二十年四月から九月までの保険料は免除されていましたが、十月から納めるようになります。  
**●平成二十年度保険料額**  
 均等割と所得割がありますが、均等割は九割軽減され、一割の負担になります。また、所得割は免除されます。

合は、新たに手続きが必要になるので、ご注意ください。  
 ※被用者保険の被扶養者…一般の民間企業の会社員が加入する健康保険、公務員などが加入する共済組合、船員が加入する船員保険のいずれかに加入している人の扶養家族。

税務課 ☎248857  
 香川県後期高齢者医療広域連合 ☎087-811-1866

▽特別徴収（年金天引き）の人  
 十月の年金支給分から天引きが始まります。詳細は、七月に送付した通知書で確認してください。  
 ●納付方法  
 十月初旬に送付する納付書で納めてください。一回目の納期限は十月末日です。詳細は、同封の通知書で確認してください。また、口座振替を利用する場

### 被用者保険の被扶養者に対する軽減

年 度	平成20年度	
	平成20年4月～平成20年9月	平成20年10月～平成21年3月
保 険 料	所得割額	免除
	均等割額	免除
保険料負担額	0円	2,300円

## 国民健康保険税の年金天引きが始まります

税 務 課 ☎248857

10月に支給される年金から国民健康保険税の天引き（特別徴収）が始まります。対象となるのは、世帯主が国民健康保険に加入し、国民健康保険加入者全員が65歳以上75歳未満の世帯です。世帯主の公的年金から徴収されます。特別徴収の額は、7月に送付した「国民健康保険税決定通知書 兼 特別徴収開始通知書」の2枚目を見てください。なお、今年度65歳になった人、75歳になる人、介護保険料が年金天引きされていない人が世帯にいる場合など、特別徴収の対象にならない場合もあります。

### ●注意が必要なこと

- ▷年度の途中で保険税額に増減があった場合
  - 増額の場合  
特別徴収は同じ額で継続し、増額分のみを納付書または口座振替で納付します。
  - 減額の場合  
特別徴収を中止し、残りの全額を納付書または口座振替にて納付します。

▷特別徴収から口座振替への切り替え  
 2年間程度、国民健康保険税(料)を滞納していない人は、年金天引きを中止し、口座振替により納付することもできます。



※口座振替に切り替えることにより、確定申告などの社会保険料控除に影響する場合があります。詳細および手続きについては、税務課へお問い合わせください。

# 十月から特定保健指導が始まります。生活習慣病を予防しましょう。

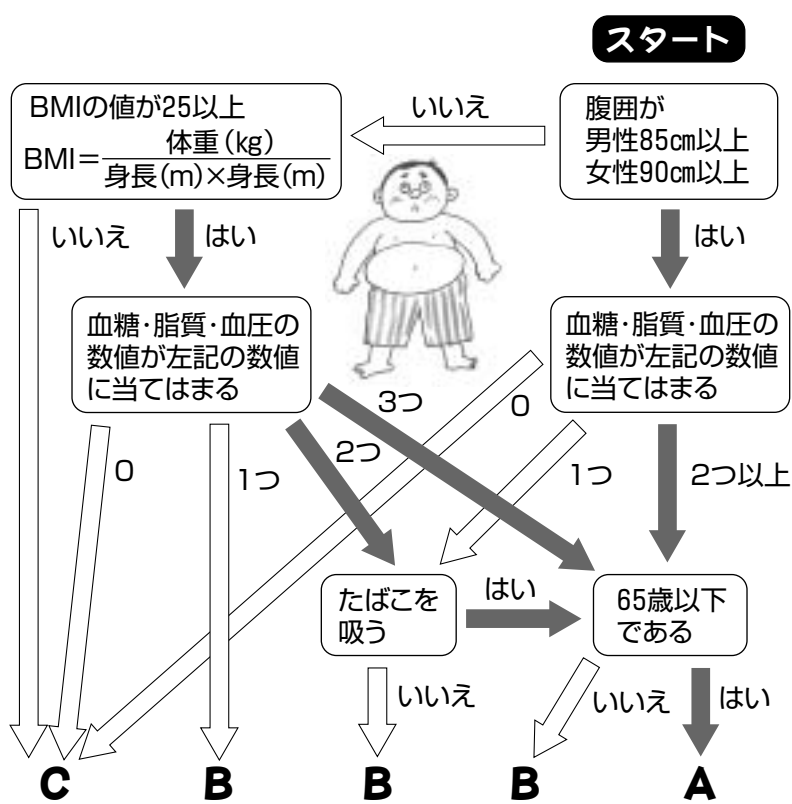
今年度から、四十歳から七十四歳までの人を対象に特定健康診査、特定保健指導が始まりました。

主に生活習慣病を予防するために行われた特定健康診査の結果は、保健指導のためのデータです。メタボリックシンドローム(内臓脂肪症候群)を早期に発見し、保健指導で、健やかな生活習慣を身につけましょう。

丸亀市国民健康保険加入者で、特定健康診査の結果、対象となる人には、十月から特定保健指導が始まります。九月末ごろから特定保健指導の利用券を郵送しますので、ご協力をお願いします。特定健康診査、特定保健指導の流れ

- ① 特定健康診査  
指定の医療機関などで受診
- ② 判定・結果通知  
生活習慣改善の必要性によって三段階に分類
- ③ 特定保健指導  
改善に向けた目標設定と継続のための支援を受けます

### あなたの特定保健指導度をチェック!



※医師による治療を受けている人は、特定保健指導の対象外です。

【血糖】  
HbA1c 5.2%以上

【脂質】  
中性脂肪150mg/dL以上  
または、HDLコレステロール40mg/dL未満

【血圧】  
収縮期130mmHg以上  
または  
拡張期85mmHg以上



健康を守るために、健康診査を受けましょう。特定健康診査の実施期間は、十月末までです。受診券をお持ちで、まだ健康診査を受けていない人は、早目に受診しましょう!

健康課 ☎248806  
 保険課 ☎248842

**C 情報提供による確認**  
 健康診査を受けた人に、健康診査の結果と適切な生活習慣や健康の維持・増進に必要な情報提供を行います。

**B 指定医療機関による動機付け支援**  
**初回面接** 医師、保健師、管理栄養士などの面接で、生活習慣を振り返って、実行できる行動目標を立てます。  
**六か月後** 面接や電話、メールなどで、健康状態や生活習慣の確認をします。

**A 健康課による積極的な指導**  
**初回面接** 保健師、管理栄養士などの面接で、生活習慣を振り返り、実行できる行動目標を立てます。  
**継続支援(三か月以上)** 一定期間のサポートで健康づくりや生活習慣改善をします。  
**六か月後** 面接や電話、メールなどで、健康状態や生活習慣の確認をします。